

**教職員の働き方改革の実施に当たって**（ご理解とご協力をお願い）

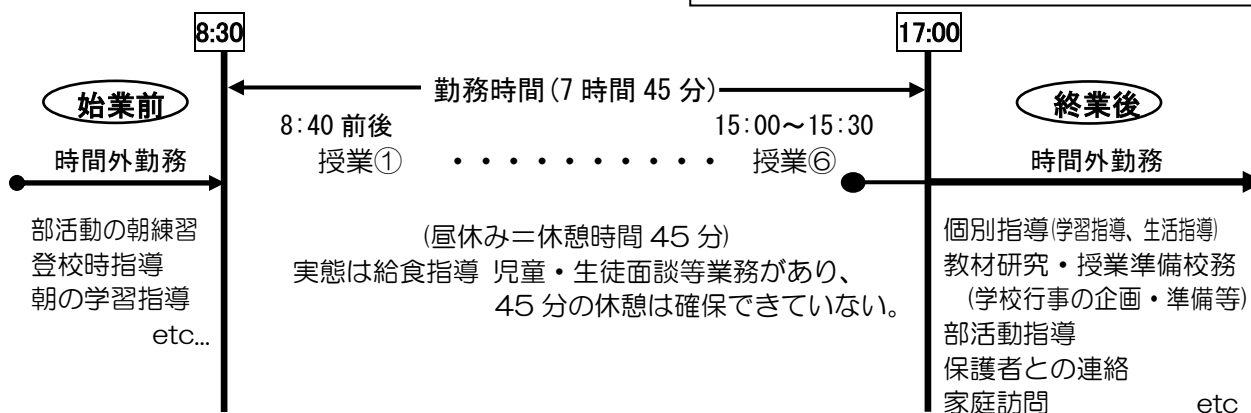
高石市教育委員会では、教職員が心身の健康を保ちながら様々な課題に的確に対応し、子どもたちに、将来必要となる資質・能力を確実に身に付けさせるため、教職員が子どもたちと向き合うことができる教育環境の実現を目指し、令和元年5月に「学校における『教職員の働き方、仕事の進め方改革』の方向性」を策定しました。

各学校におきましても、上記の趣旨を踏まえながら、本市の方向性に基づく働き方改革を実施しているところです。裏面にてお知らせしておりますメッセージ電話の導入も、働き改革の一環です。

つきましては、下記の内容をご理解いただき、教職員の働き方改革推進にご協力をよろしく願います。

**I 学校の勤務時間とおもな業務**

※ 小学校と中学校で、勤務の開始時刻・終了時刻が下記の時刻と若干異なる場合があります。



**各学校の勤務状況をご理解ください**

- ◇ 教職員の勤務時間は、8:30 から 17:00 です。
- ◇ 昼休みなどの休憩時間にも、給食指導、児童・生徒面談などを行っています。
- ◇ 勤務時間の開始前に登校指導や学習指導を行い、勤務時間の終了後にも個別指導や部活動指導などを行っています。これらは、すべて時間外勤務に当たります。

平日1日平均4時間以上の時間外勤務は、平日だけでいわゆる「過労死ライン」(月の時間外勤務時間80時間)に相当します。  
 この場合で見ると、おおよそ20時30分まで勤務すると、放課後の時間外勤務時間だけで、過労死ラインに達することになります。

**II 高石市小・中学校における取組の方向性**

- (1) 時間外勤務時間の縮減
- (2) 授業の準備や学習指導、児童・生徒指導などにしっかりと取り組むことができる時間の確保

**III 保護者の皆様へのお願い**

- ◇ 各学校において、上記のII(1)、(2)の方向性に沿って、これまでの学校運営、業務の進め方、教育活動の内容等について見直しを行います。
- ◇ 特に、保護者の皆様からのご理解・ご協力を必要とする内容については、ご意見を伺いながら検討してまいります。
- ◇ 今後とも、保護者の皆様と一体となって児童生徒の自己実現に向けた教育活動の充実に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。